

国立大学法人大分大学職務発明等における相当の利益に関する細則

平成30年3月19日制定

平成30年細則第12号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職務発明規程（平成16年規程第101号。以下「職務発明規程」という。）第14条の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における職務発明等に対する相当の利益に関し必要な事項を定める。

(知的財産権の取得及び登録に係る相当の利益)

第2条 職務発明規程第11条第1項に規定する相当の利益は、別表に規定するとおりとする。

2 前項に規定する相当の利益のうち、知的財産権の登録に係るものについては、一つの出願から分割出願、変更出願又は国内優先出願を行った場合にあっては最初に登録された一つの知的財産権を当該相当の利益の付与対象とし、外国出願にあっては最初の国を当該相当の利益の付与対象とするものとする。

3 第1項に規定する相当の利益は、当該相当の利益を受ける権利を有する対象となる職員等（以下「対象者」という。）が2人以上あるときは、対象者の発明に対する寄与度（以下「貢献割合」という。）を100%とした上で、大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター発明審査委員会（以下「委員会」という。）において承認された各対象者の貢献割合に応じ、与えるものとする。

(収益があった場合の利益)

第3条 職務発明規程第11条第2項に規定する相当の利益は、当該発明に係る年度中に、法人における発明の実施又は譲渡による収益から、当該知的財産に係る出願並びに当該知的財産権に係る維持、管理及び技術移転等に要した諸経費を控除した額のうち、40%を対象者に支給し、及び30%を対象者の部局に、30%を法人にそれぞれ配分するものとする。

2 前項に規定する相当の利益は、対象者が2人以上あるときは、全対象者の貢献割合を100%とした上で、委員会で承認された各対象者の貢献割合に応じて配分するものとする。

(相当の利益の請求)

第4条 対象者は、第2条1項に規定する相当の利益を請求する場合は、発明等に係る相当の利益の請求書（様式第1号）を学長に提出するものとする。

2 対象者は、第3条1項に規定する相当の利益を請求する場合は、実施及び譲渡に係る相当の利益の請求書（様式第2号）を学長に提出するものとする。

3 前二項の請求権は、これを行することができる時から5年間行使しないときは、時効により消滅する。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、相当の利益に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年細則第19号）

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年細則第24号）

この細則は、令和4年7月20日から施行する。

別表（第2条関係）

1 職務発明等を法人が取得した場合における相当の利益

区分	相当の利益
特許権の対象となる発明	5,000円
実用新案権の対象となる考案	3,000円
意匠権,回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となる創作	3,000円
育成権者の対象となる育成	3,000円
ノウハウを使用する権利の対象となる案出	3,000円

2 職務発明等が知的財産権として登録された場合における相当の利益

区分	相当の利益
特許権	10,000円
実用新案権	5,000円
意匠権	5,000円
回路配置利用権	5,000円
育成者権	5,000円

様式第1号（第4条関係）

発明等に係る相当の利益の請求書

年 月 日

国立大学法人大分大学長 殿

国立大学法人大分大学職務発明等における相当の利益に関する細則第4条第1項の規定により、下記の発明等に係る相当の利益を請求します。

請 求 者	
住所（〒 - ）	
氏名（フリガナ）	㊟
現職	
振込先金融機関 機関名及び支店名 種別（普通預金・当座預金） 口座番号	

記

金額	円	権利取得国名
発明等の名称	発明等の種別	
特許番号等	特許等年月日 年 月 日	権利者名
発明者の氏名	発明者の持分	
発明者が発明を行ったときの部署		
その他		

注 転退職した発明者が相当の利益を請求する場合は、「その他」の欄に法人が職務発明等を承継したときの職名及び法人に勤務しなくなった年月日を記入する。また、権利承継者が相当の利益を請求する場合は、「その他」の欄に請求に係る発明者及び承継理由（例えば相続、譲渡契約）並びに続柄（例えば発明者の妻）を記入し、承継を証する書面（例えば戸籍謄本の写し、住民票、譲渡契約書の写し等）を添付する。

様式第2号（第4条関係）

実施及び譲渡に係る相当の利益の請求書

年 月 日

国立大学法人大分大学長 殿

国立大学法人大分大学職務発明等における相当の利益に関する細則第4条第2項の規定により、下記の発明等に関する実施及び譲渡に係る相当の利益を請求します。

請 求 者	
住所（〒 - ）	
氏名（フリガナ）	⑩
現職	
振込先金融機関 機関名及び支店名 種別 口座番号	

記

金額	円	権利取得国名
発明等の名称		発明等の種別
特許（出願）番号等	特許（出願）等年月日 年 月 日	権利者名
発明者の氏名	発明者の持分	
発明者が発明を行ったときの部署		
法人に納入された実施料又は権利の売却代金 円（消費税額 円）		
特許の取得に要した経費及び特許の維持保全に必要な経費 円（消費税額 円）		
実施者又は権利購入者の住所、氏名（又は名称）		
その他		

注1 上記、「法人に納入された実施料又は権利の売却代金」、「特許の取得に要した経費及び特許の維持保全に必要な経費」及び「実施者又は権利購入者の住所、氏名（又は名称）」の欄は、知的財産本部において記入する。

注2 転退職した発明者が相当の利益を請求する場合は、上記、「その他」の欄に法人が職務発明等を承継したときの職名及び法人に勤務しなくなった年月日を記入する。また、権利承継者が相当の利益を請求する場合は、「その他」の欄に請求に係る発明者及び承継理由（例えば相続、譲渡契約）並びに続柄（例えば発明者の妻）を記入し、承継を証する書面（例えば戸籍謄本の写し、住民票、譲渡契約書の写し等）を添付する。